

障がい者・児、難病患者に対する各サービス

サービスは、個々の障がいのある人々の支援の必要性や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）をふまえ、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」と、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。

「障害福祉サービス」は、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置付けられ、それぞれ、利用の際のプロセスが異なります。

■ 福祉サービスに係る自立支援給付の概要

サービス種別		サービスの概要
介 護 給 付	居宅介護(ホームヘルプ) (P23、112～123参照)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護 (P23、124～133参照)	重度の肢体不自由者又は知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって、常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時の移動支援などを総合的に行います。
	行動援護 (P23、134～135参照)	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	同行援護 (P23、136～140参照)	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に対して、外出時などに、移動に必要な情報提供(代筆、代読を含む)、移動の援護などの外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援 (P23参照)	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等の複数のサービスを包括的に提供します。
	短期入所(ショートステイ) (P23、141～145参照)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めて施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	療養介護 (P83参照)	医療と常時の介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活のお世話をします。
	生活介護 (P83～88参照)	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創造的な活動や生産活動の機会を提供します。
訓 練 等 給 付	施設入所支援 (障害者支援施設での夜間ケアなど)	施設に入所する人に、夜間や休日に、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
	自立訓練(機能訓練) (P90参照)	自立した生活や社会生活が送れるよう、一定期間、身体機能の向上のためにリハビリなどを行います。
	自立訓練(生活訓練) (P24、89参照)	自立した生活や社会生活が送れるよう、一定期間、生活能力の向上のための訓練などを行います。
	就労移行支援 (P93～94参照)	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援(A型) (P95～98参照)	一般企業等で働くことが困難な人に、雇用契約に基づき働く場を提供し、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援(B型) (P99～109参照)	一般企業等で働くことが困難な人に働く場を提供し、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。 (雇用契約なし)
	就労定着支援 (P110参照)	一般企業等で働くようになった人に、就労に伴う環境変化による生活面の課題に対応できるように企業や自宅への訪問、来所により必要な支援を行います。
	自立生活援助 (P23、82参照)	施設や共同生活援助等を利用していた人がひとり暮らしをはじめたときに、生活や健康、近所づきあいなどに問題がないか、定期的な居宅訪問を行うとともに、相談・要請に対しては、電話等による随時の対応も行います。
共同生活援助(グループホーム) (P81、146～153参照)		夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排泄又は食事の介護その他の日常生活の援助を行います。

サービス種別		サービスの概要
相 談 支 援	基本相談支援	地域の障がい者福祉に関する問題などについて、相談に応じ、情報の提供、助言や市町村との連絡調整などを行います。
	地域相談支援 (地域移行支援)	施設や精神科病院などに入所・入院している障がい者の地域生活への移行に向け、必要な相談や福祉サービス事業所への同行支援などを行います。
	地域相談支援 (地域定着支援)	居宅で単身で生活する障がい者などと常時連絡が取れる体制を確保するとともに、緊急時の相談などを行います。
	計画相談支援 (サービス利用支援)	障害福祉サービスを適切に利用できるよう、利用するサービスの種類などを定めたサービス等利用計画の作成や事業者との連絡調整などを行います。
	計画相談支援 (継続サービス利用支援)	障害福祉サービスの利用状況を定期的に検証し、必要に応じて計画の見直しを行うとともに、計画の変更や事業者との連絡調整などを行います。

■ 日中活動と住まいの場の組み合わせ

入所施設のサービスを、昼のサービス（日中活動事業）と夜のサービス（居住支援事業）に分けることにより、サービスの組み合わせを選択できます。

事業を利用する際には、利用者一人一人の個別支援計画が作成され、利用目的にかなったサービスが提供されます。

例えば、常時介護が必要な方は、日中活動事業の生活介護事業と、居住支援事業の施設入所支援を組み合わせて利用することができます。地域生活に移行した場合でも、日中は生活介護事業を利用し続けることが可能です。

日中活動の場

以下から1ないし複数の事業を選択

療養介護※

生活介護

自立訓練(機能訓練・生活訓練)

就労移行支援

就労継続支援(A型＝雇用、B型)

地域活動支援センター(地域生活支援事業)

住まいの場

障害者支援施設の施設入所支援

又は

居住支援
(グループホーム、福祉ホームの機能)



※ 療養介護については、医療機関への入院とあわせて実施

地域生活支援事業

障がいのある人が、その有する能力や適性に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、住民に最も身近な市町村を中心として以下の事業を実施します。

この事業は、地域で生活する障がいのある人のニーズを踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な事業形態での実施が可能であり、市町村及び都道府県は、自治体の創意工夫により事業の詳細を決定し、効率的・効果的な取り組みを行います。

なお、対象者、利用料など事業内容の詳細については、最寄りの市町村又は都道府県窓口にお問い合わせください。

■ 市町村事業の事業名と内容

相談支援事業	(1) 相談支援 障がいのある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等の支援を行うとともに、虐待の防止や権利擁護のために必要な援助を行います。また、自立支援協議会を設置し、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行います。 (2) 市町村に基幹相談支援センターを設置(P11参照) 地域における相談支援の中核的役割を担う機関として、総合的な相談業務の実施や地域の相談体制強化の取り組み等を行います。
成年後見制度利用支援事業	補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難である者を対象に、費用を助成します。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいのため、意思疎通を図るために支援がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記、点訳等を行う者の派遣などを行います。
日常生活用具給付等事業 (P21～22参照)	重度障がいのある人等に対し、自立生活支援用具等日常生活用具の給付又は貸与を行います。
移動支援事業 (P24参照)	屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター (P91～92参照)	障がいのある人が通い、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。
その他の事業	市町村の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行います。 たとえば、福祉ホーム事業、訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業、社会参加促進事業などがあります。

■ 都道府県事業の事業名と内容

専門性の高い相談支援事業	発達障がい、高次脳機能障がいなどの障がいについて、特に専門性の高い相談に応じ、必要な情報提供等を行います。
広域的な支援事業	都道府県相談支援体制整備事業など市町村域を超えて広域的な支援が必要な事業を行います。
その他の事業	都道府県の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行います。 たとえば、オストメイト社会適応訓練、音声機能障がい者発声訓練、手話通訳者設置などがあります。 また、サービス・相談支援者などへの研修事業等を行います。

障がいのある児童が利用できる主なサービス

児童福祉法に基づく障害児通所・施設入所支援（障がい児のみを対象とするサービス）及び障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス・地域生活支援事業（障がい児・者を対象とするサービス）に規定するサービスのうち、障がいのある児童が利用できるものには以下のようないわゆるがあります。利用にあたっては、お住まいの市町村にお問い合わせください。

■ 児童福祉法に基づく障害児通所・施設入所支援

児童発達支援 (P25、61~66参照)	① 児童発達支援センター 通所支援のほか、身近な地域の障がい児支援の拠点として、「地域にいる障がい児や家族の支援」、「地域の障がい児を預かる施設に対する支援」を実施するなどの地域支援を実施します。
医療型児童発達支援 (P59 参照)	② 児童発達支援事業 通所利用の障がい児に対する支援を行う身近な療育の場です。
居宅訪問型児童発達支援 (P79 参照)	重度の障がいなどで通所での支援の利用が困難な障がい児に対して、居宅を訪問して療育等の支援を行います。
放課後等デイサービス (P25、67~77 参照)	学校就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。 学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。
保育所等訪問支援 (P79 参照)	保育所等を現在利用中の障がい児、今後利用する予定の障がい児に対して、訪問により、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。
福祉型障害児入所施設 (P60 参照)	障がい児を受け入れ、その障がいに応じた適切な支援を提供します。また、医療型はこのほか医療も提供します。
医療型障害児入所施設 (P60 参照)	

■ 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス

居宅介護(ホームヘルプ) (P23、112~123 参照)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
同行援護 (P23、136~140 参照)	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護 (P23、134~135 参照)	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援 (P23 参照)	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
短期入所(ショートステイ) (P23、141~145 参照)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

■ 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業（主な事業）

※市町村により受けられるサービスが異なりますので、お住まいの市町村にお問い合わせください。

日常生活用具給付等事業 (P21~22 参照)	障がいのある人等に対し、自立生活支援用具等日常生活用具の給付又は貸与を行います。
移動支援事業(P24 参照)	屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター (P91~92 参照)	障がいのある人が通い、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。
日中一時支援事業 (P24 参照)	日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。

■ 相談支援

障害児通所支援・障害福祉サービスを利用する場合には、相談支援事業所等が作成するそれぞれの利用計画案の作成が必要です。詳しくはお住まいの市町村にお問い合わせください。

障害児相談支援 (児童福祉法に基づく障害児通所支援を利用する場合)	<p>① 障害児支援利用援助 障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。</p> <p>② 継続障害児支援利用援助 支給決定されたサービス等の利用状況の検証(モニタリング)を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。</p>
計画相談支援 (障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスを利用する場合等)	<p>① サービス利用支援 障害者サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。</p> <p>② 継続サービス利用支援 支給決定されたサービス等の利用状況の検証(モニタリング)を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。</p>

障がい児を支援する施設・事業等

【実施主体：市町村】児童福祉法による支援と障害者総合支援法による支援を組み合わせて提供します。

◆相談支援

◇障害児相談支援事業所：サービスを利用するための支援利用計画を作成します。

